

令和7年度 介護職員処遇改善加算等改善計画について

賃金改善実施期間	令和 7年 5月～令和 8年 3月	
算定する加算の区分	◇令和7年5月～令和8年3月（新加算） ·処遇改善加算（Ⅲ）	
処遇改善加算等見込額	5,103,648円	
賃金改善に充てるために繰り越す予定額	0円	
賃金改善に充てる必要がある加算の見込額	5,103,648円	
賃金改善見込額	7,700,000円	
【賃金改善方法について】 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本給 <ul style="list-style-type: none"> ·定期昇給 ·定期昇給に伴う賞与の増額分 (2) 処遇改善手当 <ul style="list-style-type: none"> ·児童発達支援管理責任者 月額30,000円を支給 ·保育士 月額25,000円を支給 (3) 資格手当 <ul style="list-style-type: none"> ·児童発達支援管理責任者 月額50,000円を支給 ·保育士 月額30,000円を支給 (4) 賞与 <ul style="list-style-type: none"> 支給額は勤務実績や評価等を総合的に勘定し分配 <p>* 上記(1)～(4)は処遇改善加算の一部を充当する範囲とする</p>		

【キャリアパス要件について】

要件Ⅰ

- イ．職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- ロ．職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

要件Ⅱ

- イ．資格取得のための支援の実施

児童発達支援管理責任者資格取得のための研修受講については勤務扱いとし、取得費用等を事業者が負担します。

- ロ．職員の資質向上のため理学療法士、言語聴覚士による技術指導等を実施し、職員の能力評価を行なっている。

要件Ⅲ

- イ．職員について一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設けている。

- ・経験に応じて昇給する仕組み
- ・資格に応じて昇給する仕組み
- ・一定の基準に基づき定期に昇給する仕組み

【職場環境等に関する取組みについて】

区分	内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none">・経営理念・人材育成方針とその仕組みの明確化・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none">・働きながら児童発達支援管理責任者の業務関連資格取得を支援する社内制度・専門職による内部研修の実施
両立支援・多様な働き方推進	<ul style="list-style-type: none">・育児休業、介護休業制度の整備と取得促進・職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備・有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none">・理学療法士による身体的負担を軽減する介助技術の習得・定期的な健康診断の実施
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none">・パソコン、タブレット端末を用いて利用者情報の共有潤滑化・日報記載等の事務業務削減・5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）活動による職場環境の改善
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none">・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善・多職種連携の強化：理学療法士、言語聴覚士と定期的なケース検討会を行い、チームで子どもを支えている実感を持てるように取り組む